

日本歯内療法学会専門医の申請，更新について（2010年1月1日以降）
 （専門医制度は2015年1月1日より申請に専門医制度規程第4条(3)の研修が必要となります）

	専門医申請	専門医更新申請
申請資格	一般会員歴5年以上（準会員歴は0.5を乗じて加算） ・原則として日本歯科医師会会員あるいは準会員 ・申請当該年度までの年会費支払の完了	専門医である
申請書	必要	必要
履歴書	必要	必要
歯科医師免許	必要（写しの提出も必要）	必要（写しの提出は不要）
症例報告	5例の症例報告が必要（注1参照）	不要
推薦状署名	専門医または指導医2名の推薦状署名必要	不要
研修の証明	5年間に15点以上を修得すること。なお本会学術大会1回及び本会専門医（認定医）セミナー1回の出席は必ず含めなければならない（注3） 1）本会学術大会参加：（5点） 2）本会学術大会で発表：（筆頭5点，共同1点） 3）本学会誌に発表：（筆頭5点，共同1点） 4）本学会指定の国際大会（AAE，APEC，IFEA，KAE，ESE）参加：（3点） 5）本学会指定の国際大会（AAE，APEC，IFEA，KAE，ESE）で発表：（筆頭3点，共同1点） 6）専門医（認定医）セミナー参加：（4点） 7）JEA研修会参加：（2点） 8）支部会学術大会，セミナー，研修会等参加：（2点） 9）支部会学術大会，セミナー，研修会等で発表：（筆頭2点，共同1点） 10）本会，支部会における依頼講演：（2点） 11）他学会参加・発表，他学会誌発表：（各1点） 12）認定臨床研修会参加：（1点） 13）その他，認定審議会が認めたもの：（1点）	5年間に25点以上を修得すること。なお本会学術大会1回及び本会専門医（認定医）セミナー2回の出席は必ず含めなければならない（注3） 1）本会学術大会参加：（5点） 2）本会学術大会で発表：（筆頭5点，共同1点） 3）本学会誌に発表：（筆頭5点，共同1点） 4）本学会指定の国際大会（AAE，APEC，IFEA，KAE，ESE）参加：（3点） 5）本学会指定の国際大会（AAE，APEC，IFEA，KAE，ESE）で発表：（筆頭3点，共同1点） 6）専門医（認定医）セミナー参加：（4点） 7）JEA研修会参加：（2点） 8）支部会学術大会，セミナー，研修会等参加：（2点） 9）支部会学術大会，セミナー，研修会等で発表：（筆頭2点，共同1点） 10）本会，支部会における依頼講演：（2点） 11）他学会参加・発表，他学会誌発表：（各1点） 12）認定臨床研修会参加：（4点） 13）その他，認定審議会が認めたもの：（1点）
審査	書類審査合格後，対面審査，筆記審査（注2参照）	不要
提出期限	毎年5/31，10/31年2回締切り	認定期間終了の1年前より6カ月前までの間で，毎年5/31，10/31年2回締切り
審査料	¥20,000	¥10,000
登録料	¥10,000（合格の際）	¥10,000
振込み方法	所定の郵便振替用紙にて振り込み下さい。	
申請書類の請求先	返信用の200円切手と希望申請書を明記した付箋，返信用封筒（A4タイプ（角2型））に返信先住所，氏名を明記）を同封の上，事務局までご請求下さい。	
事務局住所	〒170-0003 東京都豊島区駒込1-43-9 駒込TSビル（一財）口腔保健協会内 日本歯内療法学会	
申請書類送付先	認定審議会委員長宛 〒144-0051 東京都大田区西蒲田5-18-19 佐久間歯科医院 佐久間克哉	

注1 症例報告の作成上の注意（概要，詳細は申請書類参照）

- 1) 所定の症例報告用紙を用いること。
- 2) 大白歯または乳白歯を1例以上含む経過良好な5症例。
- 3) 1例は外科的歯内療法，断髄，覆髄症例でもよい。
- 4) 抜髄歯，感染根管歯の本数の規制はない。
- 5) ラバーダム防湿が全例になされていることをX線写真または口腔内写真で証明する。
- 6) 口腔内写真は，根管拡大終了時で，仮封前の根管口を明示した等倍に近い写真とする。
- 7) 治療当該歯や周辺歯の歯周治療および補綴治療が医療常識の範囲で正当性のあるものに限る。
- 8) 術前，術中，根管充填直後，術後のX線写真が必要。術後のX線写真は根管充填後3カ月以上および6カ月以上の2枚必要。
- 9) 学会誌および専門誌，学会等に未発表の症例に限る。

注2

- 1) 対面審査は，原則として学術大会第二日目の午前中および専門医（認定医）セミナー開催日の午前中の年2回行う。
- 2) 書類審査合格者には，対面審査2カ月前までに受験方法等について通知する。
- 3) 対面審査は，原則として指導医2名および認定審議会委員1名の3名が担当し，審査結果を認定審議会に報告する。
- 4) 対面審査は，原則として，申請時に提出された5症例のうち1例について，口頭試問の形式で行う。
- 5) 対面審査における口頭試問については例題質問等を，学会誌に掲載する。
- 6) 筆記審査は試験時間を1時間とし，規程第4条(3)の内容を確認するものとする。

注3 出席の証明には，参加証等の説明書類の写しが必要です。